

自衛隊情報保全隊による国民の監視活動が一部違法とされた事例**【文 献 種 別】** 判決／仙台高等裁判所**【裁判年月日】** 平成 28 年（2016 年）2 月 2 日**【事 件 番 号】** 平成 24 年（ネ）第 266 号**【事 件 名】** 監視活動停止等請求控訴事件**【裁 判 結 果】** 一部取消（確定）**【参 照 法 令】** 行政機関保有個人情報保護法 2 条 2 項、憲法 13 条、国家賠償法 1 条 1 項**【掲 載 誌】** 判時 2293 号 18 頁

LEX/DB 文献番号 25542169

事実の概要

自衛隊のイラク派遣に反対する活動等を行っていた一審原告らが、自衛隊情報保全隊（当時の陸上自衛隊情報保全隊）によって監視され、情報を収集されたことが 2007 年 6 月に日本共産党による本件関連文書の公表により明らかになったことから、監視されていた東北 6 県の市民 107 名が精神的苦痛を受けたとして、一審被告（国）に対し、人格権に基づく今後の一切の表現活動に対する情報保全隊による監視等の差止並びに国家賠償法 1 条 1 項に基づく慰謝料などを請求した。

一審判決（仙台地判平 24・3・26 判時 2149 号 99 頁）は、原告らが差止を求める「表現活動の監視による情報収集等」は、必ずしも一義的に明確な用語ではなく、将来の行為を具体的に特定しているとはいえないから、差止請求に係る訴えは、不適法とした。

一方で、日本共産党が本件各文書を自衛隊関係者から内部文書として入手したと説明していること、真の原本をコピー機で複製したものであること、自衛隊に対する苦情等の電話等の専ら自衛隊しか知り得ない内容も記載されていること、当時の防衛大臣が国会において自衛隊内部文書の漏えい自体は否定していない答弁をしていること、本件文書の形式は防衛省における文書の形式に合致しており、また作成者として東北方面情報保全隊長ないし情報保全隊が表示されていること等を併せれば、真の原本が存在し、情報保全隊によって作成されたことが認められるとした。また、日本共産党の活動等をした団体の名称等を記載する欄に「P」と記載され、この党機関誌が「しんぶん

赤旗」である旨記載されていることからすると、「P」は日本共産党を示すものであることが認められるとした。

判決は、遅くとも行政機関保有個人情報保護法が制定された平成 15 年（2003 年）5 月 30 日までは、自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集、保有されないという意味での自己の個人情報をコントロールする権利は、法的に保護に値する利益として確立し、これが行政機関によって違法に侵害された場合には、国（被告）は、そのことで生じた損害を賠償すべきに至ったと解した。そのうえで、判決は、原告 X₁ら 5 名について、情報保全隊が氏名、職業に加え、所属政党等の思想信条に直結する個人情報を収集したことは、自己の個人情報のコントロールという法的保護に値する利益すなわち人格権を侵害するものであり、違法とした。そして、原告 X₁、X₂、X₄、X₅の情報は、地方議会議員という公職及び密接に関連する活動等に関するのに対し、原告 X₃の情報は、公職とはおよそ無関係な純粋な個人情報であることなどから、被告が賠償すべき精神的損害の額としては、原告 X₃につき 10 万円、原告 X₁、X₂、X₄、X₅につき各 5 万円をもって相当とした。

これに対して、原告 94 名（二審判決時 91 名）と被告の双方が控訴した。

判決の要旨**1 情報保全隊による監視等の差止について**

「差止めを求める『一切の表現活動の監視』による『情報の収集、記録、整理、利用及び保管』は、一義的に明確な用語ではなく、これをもって、差

止めの対象たる将来の行為を具体的に特定する機能を有しているとはいえないから……不適法といわざるを得ない」。

2 情報保全隊による本件各文書の作成について

「情報保全隊によって作成されたと認めるのが相当である」。

3 情報保全隊による情報収集等の行為が国賠法上違法となるかについて

(1) 情報収集活動と法令上の根拠について

「自衛隊の施設等の情報保全業務（秘密保全、隊員保全、組織、行動等の保全及び施設、装備品等の保全並びにこれらに関する業務）のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこととされている自衛隊の情報保全隊において、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれるとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということとはできず、その法令上の根拠が明らかでないことから、直ちに、その収集行為が当該個人に対する関係で国賠法上、違法であるということとはできない」。

(2) 違法性の判断について

「自衛隊が、その施設、隊員等を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要があると判断したことは相応の理由があったというべきである」。「ただ、情報保全隊が情報収集の対象とし、本件各文書に記載したものの中には、『医療費負担増の凍結・見直し』、『04国民春闘』、……『年金改悪反対』、『消費税増税反対』に関する各街宣活動等や、『小林多喜二展』……に関するものがあるところ、これらについては、……その必要性を認め難い」。「当時、自衛隊において本件派遣に反対する国民世論等の盛り上がり牽制する目的をもって実施されたものとは考え難い」。

4 被侵害利益等について

(1) プライバシー及び自己情報コントロール権

「憲法 13 条は、……何人も、個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有するものと解され、そのような利益又は権利（いわゆるプライバシー）は人格権の一つとして、不法行為法上、法的保護に値するということができる」。「自己情報コントロール

権については、その対象範囲、取得、保有、利用の提供のいずれの段階においても対象となるのかなど外延が必ずしも明らかではなく、不法行為法上、法的保護に値する権利としての成熟性を認め難い」。「一般的にいえば、自らが公開の場所で行った活動、それ自体の情報については秘匿性に乏しく、第三者にみだりに取得、開示、公表されたくないとの期待は当然に保護されるべきものとは考え難く、特別の事情のない限りプライバシーに係る情報として法的保護の対象とはならないというべきである」。

(2) 肖像権

「肖像権の侵害となる『容ぼう、姿態』の撮影とは、通常、個人に着眼した撮影をいうものと解されるのであって、一審原告らが参加した集会等において、犯罪に至るおそれなど正当な理由がないにもかかわらず、個人に着眼したような形で撮影が行われたとすれば、肖像権侵害となる余地はあるが、そのような形で撮影が行われたと認めるに足りる証拠はないから、結局のところ、肖像権侵害をいう一審原告らの主張は採用できない」。

(3) 思想良心の自由

「情報保全隊の情報収集活動は、一審原告らが特定の思想を持つことを禁じたり、その露見を強制したりするような性質を有するものとはいえず、一審原告らの思想良心の自由を侵害するものとはいえない」。

(4) 表現の自由

「情報保全隊の情報収集活動は、一審原告らの表現活動等に対し何らかの妨害行為となるような性質を有しているとはいえない」。「直接的に一審原告らの表現行為に対し萎縮効果をもたらすものではなかったともいえる」。

(5) 平和的生存権

「平和的生存権の具体的な外延が必ずしも明らかでないことなどからすれば、具体的な法的権利性を認めることは困難であり、平和的生存権を根拠として損害賠償請求や差止請求をすることができる旨の一審原告らの主張は採用できない」。

(6) 監視等されない自由

「一審原告らは、国家権力から『監視等されない自由』は、憲法 13 条に基づき認められた人権である旨主張するが、権利概念として必ずしも明確なものとはいえない」。

5 各自に関する判断の前提となる考え

「情報収集活動は、一般的には、デモ行進等の参加者等に対して何らかの有形力や強制力を行ったり、情報収集していることを明らかにするような態様でされたとは認められない。そして、収集された情報については、一定期間経過後は廃棄するものとされ、その管理体制も構築されており、その体制が不備であるとまで認めるに足る証拠はない」。「上記各情報は、一般的にはプライバシーに係る情報に属するものであり、その収集には当然一定の限度があるべきであり、上記各情報の収集については、上記必要性が認められても、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合があり得るというべきである」。

以上の判断を示したうえで、地方議会議員であることから、その情報の秘匿性がないか、乏しいものと考えられる一審判決の原告X₁、X₂、X₄、X₅の請求を棄却し、一般的に公になっていなかった本名や職業などの情報が収集されていた原告X₃については賠償すべき精神的損害の額を一審と同じ10万円とした。

判例の解説

一 情報保全隊による監視等

本件は、2007年6月6日に日本共産党が公表した、自衛隊関係者から入手したとする内部文書に記載されていた市民らが提訴した事件である。この文書はA4版で166頁にも及ぶ文書で、2004年からの自衛隊のイラク派遣前後に行われた調査活動の記録である。そして、イラク派遣反対運動だけでなく、保険生活協同組合による医療費負担増の凍結・見直しの活動、労働組合による国民春闘や年金制度改悪反対の活動、市民団体による消費税増税に反対する活動、小林多喜二の展示会なども調査し、監視対象は41都道府県で289団体・個人にも及び、P（共産党）・S（社民党）・GL（民主党・連合系労組）・CV（その他の市民運動）・NL（新左翼等）などアルファベットで分類され、1週間ごとに集計し、表やグラフもまとめていた。また、情報保全隊が集会などの会場で参加者の顔がわかる距離から写真を撮影し、市民の居住先も確認していた。さらに、映画監督の山田洋次氏の新聞記事での発言や画家・写真家の反戦活動、民主党衆

議院議員による駐屯地への反対の申し入れ時の発言も記録し、朝日新聞記者の駐屯地での取材活動を「反自衛隊活動」に分類していた¹⁾。

自衛隊法3条の「自衛隊の任務」規定には、確かに、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とあるが、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務と〔する〕」²⁾とあることから考えれば、本件の情報保全隊による監視活動は過剰ともいえる。本判決は、監視等の差止は認めなかったが、個人のプライバシーに属する情報収集の一部についてその違法性を認めたことは評価できる。また、医療費負担増の凍結・見直しの活動などの情報収集の必要性は部隊保全との観点から「認め難い」と判断したことも評価できる³⁾。

二 情報保全隊による本件各文書の作成

国（被告）は、一審でも二審でも情報保全隊による文書作成の成否を拒否してきたのに対し、裁判所が情報保全隊が作成したものと明確に認めたことは評価できる⁴⁾。

三 被侵害利益と違法性判断

一審原告らが主張する思想・良心の自由、表現の自由、平和的生存権、監視等されない自由に対する侵害が認められなかったのは、立証が不十分でありやむを得ないであろう。

しかし、一審判決が、行政機関保有個人情報保護法が制定されたことから、自己の個人情報コントロールする権利が法的に保護に値する利益として確立したとするのに対して、二審判決は権利としての成熟性を否定し、自己情報コントロール権には触れない住基ネット訴訟最高裁判決（最判平20・3・6民集62巻3号665頁、判時2004号17頁、判タ1268号110頁）の論理で憲法13条を解釈しているにとどまり、「自己のプライバシー情報の取扱いについて自己決定する利益（自己情報コントロール権）」を憲法上のプライバシー権の重要な一内容とした住基ネット訴訟最高裁判決（大阪高判平18・11・30判時1962号11頁）があることや、特に行政機関保有個人情報保護法が成立したことを考えれば、論理に進歩が見られないといえる。

肖像権については、京都府学連事件最高裁判決（最大判昭44・12・24刑集23巻12号1625頁、判

時 577 号 18 頁、判タ 242 号 119 頁）で、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下『容ぼう等』という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」としたが、本件は犯罪性のない原告らの活動に際して撮影していたのであり、個人に着眼したような形での撮影でなくても、個人の顔がわかる画像で、インターネット上の顔写真との照合が可能になった現代において、肖像権侵害を認めていないことは疑問である。

そして、確かに「情報収集活動は、一般的には、デモ行進等の参加者等に対して何らかの有形力や強制力を行使したり、情報収集していることを明らかにするような態様でされたとは認められない」が、アメリカの中央情報局及び国家安全保障局局員として、犯罪やテロと無関係のあらゆる市民の情報を有形力などを行使せずに国家が収集していたことを 2013 年 6 月に暴露したエドワード・スノーデン氏の事件⁵⁾以降は、通用しない論理ともいえる。

また、「収集された情報については、一定期間経過後は廃棄するものとされ、その管理体制も構築されており、その体制が不備であるとまで認めるに足る証拠はない」とするが、日本共産党が管理されているはずの当該文書を暴露した事実からすれば、説得力がない。

さらに、違法性についての判断をするにあたって、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要があるとしている点は評価できるが、部隊保全と無関係な私生活にかかわる情報が収集された X₁ から地方議会議員の請求を棄却したことは、やはり一審から後退したといわざるを得ない⁶⁾。

四 おわりに

国は上告を断念したため、一般市民 X₃ についての判決は確定したが、X₁ から地方議会議員を含む 75 名が上告した。現在、全国各地でプライバシー権・自己情報コントロール権侵害を理由に共

通番号制度（マイナンバー制度）⁷⁾ に対する違憲訴訟が提起されており、最近では今年の参議院選挙の大分選挙区で当選した民進党現職らの支援団体が入居する大分県別府市の建物の敷地内に、同県警別府署員が選挙期間中、隠しカメラを設置し、人の出入りなどを録画していたことが発覚した⁸⁾。日本でも国家による情報収集・監視体制がますます進む中で、本件についての最高裁の判断が注目される。

●——注

- 1) 「しんぶん赤旗」2007 年 6 月 7 日。
- 2) 「直接侵略及び間接侵略に対し」の部分は、2015 年 9 月の自衛隊法改正で削除されている。
- 3) ただ、自衛隊立川宿舎に、イラク派兵反対のビラを投かんした市民団体メンバー 3 人が住居侵入容疑で 2004 年 2 月に逮捕された立川テント村ビラ配布事件で、逮捕以前から陸上自衛隊東部方面情報保全隊が 3 人に対する長期にわたる情報収集活動を行い、同隊が警察との間で逮捕するための相談・調整を行っていたことや、逮捕の目的が市民団体の言論弾圧にあったことを示す資料が明らかにされている実態（「しんぶん赤旗」2007 年 10 月 12 日・10 月 14 日）からすれば、裁判所の情報保全隊に対する認識は甘いともいえる。
- 4) なお、この X₃ に対する二審判決が確定した後も、国会の中で中谷元防衛大臣は、「本件の訴訟で提示された文書につきましては、防衛相として対外的に明らかにしたものではないということから、陸上自衛隊の情報保全隊が本文書を作成したか否かも含めまして国として認否できないという立場に変わりはありません」と答弁している（第 190 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 5 号 平成 28 年 3 月 17 日 10 頁）。
- 5) グレン・グリーンウォルド著（田口俊樹ほか訳）『暴露——スノーデンが私に託したファイル』（新潮社、2014 年）、デイヴィッド・ライアン著（田島泰彦ほか訳）『スノーデン・ショック——民主主義にひそむ監視の脅威』（岩波書店、2016 年）など参照。
- 6) なお、本件も検討する論稿として、穴戸常寿「安全・安心とプライバシー」論究ジュリ 18 号（2016 年）54 頁以下がある。
- 7) さしあたり同制度の問題点については、白石孝＝清水雅彦『マイナンバー制度 番号管理から住民を守る』（自治体研究社、2015 年）、有田芳子＝坂本団＝清水雅彦「リスクだらけのマイナンバー」世界 2015 年 12 月号 185 頁以下を参照されたい。
- 8) 毎日新聞 2016 年 8 月 4 日朝刊。